

令和4年度

おいらせ町農業委員会

第11回 総会議事録

期日 令和 5年 1月13日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第11回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎

2. 開会期日 令和 5年 1月13日（金）午後 1時28分

3. 閉会日時 令和 5年 1月13日（金）午後 2時08分

4. 出席委員

1 番 日ヶ久保 浩幸 君	2 番 馬場 武雄 君	3 番 日ヶ久保 亨 君
4 番 玉川 勉 君	5 番 沼舘 廣志 君	6 番 久慈 弘子 君
7 番 吉田 良紀 君	9 番 佐々木 明博 君	10 番 松本 一弥 君
11 番 柏崎 幸子 君	12 番 坂井田 進 君	13 番 袴田 信男 君
14 番 上久保 辰視 君	15 番 久保田 信一 君	16 番 川口 勉 君
17 番 成田 健義 君	18 番 名古屋 誠一 君	19 番 松林 勝智 君

5. 欠席委員

8 番 袴田 光雄 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第 22 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第 23 号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (3) 議案第 44 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (4) 議案第 45 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (5) 議案第 46 号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (6) 議案第 47 号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- (7) 議案第 48 号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

7. 会議録署名委員

2 番 馬場 武雄 君、18 番 名古屋 誠一 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 西舘 道幸 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駮 淳
農林水産課 課長補佐 木村 誠 主任主査 石川 隆一

9. 書 記 主任主査 尾駮 淳

開会 午後1時28分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和4年度第11回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 18名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、8番 袴田（光雄）委員については、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、2番 馬場 武雄 委員、18番 名古屋 誠一 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告22号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第22号について説明します。</p>

議 長	<p>議案書の1-1から1-5ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告第22号について、皆さんからの質疑を受けません。</p>
5 番 (沼館委員)	<p>はい。5番、沼館です。</p> <p>あのここの2番のですね、登記が畑になっていますよね。で、現況が宅地ということなんです。農地転用か何かするんですかね。しないんですか。</p>
事 務 局 (川口事務局次長)	<p>はい。こちらにつきましては、一応、相続によって権利が移動になったという部分まではこちらで受け付けたもので。本来であれば、これも現況宅地になっていて、登記が畑のままなので、どういった経緯で宅地化されたのかはわからないんですけども。遡って農転をかける必要があるとかそういった場合は、また改めてこちらの方がやることになるのかと思います。</p>
5 番 (沼館委員)	<p>6番もそうですよね。同じ。</p>
事 務 局	<p>はい。農地台帳上、もう宅地となっているということは、ちよっ</p>

<p>(川口事務局次長)</p>	<p>と経緯などそこまで調べはしませんでしたけども、非農地として判断されている可能性もありまして。ただはっきり言えるのは、現況に基づいてやっぱり所有者が登記地目の変更をすべきということは確かです。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>議長</p>	<p>いいですか。</p>
<p>2 番 (馬場委員)</p>	<p>はい、馬場です。 今、沼館さんのご質問があったんですが、これ農業委員会では指導とかという話は全くしないんだ。変更しなさいとか。</p>
<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>これまではあの抜き打ちでとか、調べてそういったまあ、違反転用っていうものについても様々なケースがあるとは思いますが、その都度必要に応じて指導したり、現地を確認したりはしておりますけども。私が担当になった際、引き継いだ部分においては全体的にそういった人の筆をピックアップして指導っていうところまではいっていません。</p> <p>それは遊休農地調査の時も、農業用施設を勝手に建てたり、転用申請しないで建てたりしている人も昔からっていうのは結構あるんですけども。それらについては今のところ課題のままという感じになっています。指導ができていない状況です。</p>

2 番 (馬場委員)	できない状況。はい、わかりました。
事務局 (西館事務局長)	はい、議長。 今の件である、おそらく現況が宅地になっているということは、おそらく家が建ったりして、それは転用を受けておそらくやっているものだと思うんですけども。登記の地目自体をその方が転用後に変更していないと、登記地目がそのまま残っているケースが結構あるんですよ。それも自分で登記所の方に、まあ本来であれば転用と一緒に、同時にですね、そっちの地目変更もすればいいんですけども、しないままになっているとこういうふうなケースがまま出てくることがあるかと思います。
2 番 (馬場委員)	多分これ、宅地課税か何かになっているんでしょ。
事務局 (西館事務局長)	そういうことですね。もう既に宅地として使っているところが登記上、畑として残っているものだと思います。
議長	はい、あとごさいませんか。…ないですか。 (質疑・意見なし)
議長	特にないようですので、報告第22号は報告済みとさせていただきます。

<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>次に、報告第23号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> <p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第23号について説明します。</p> <p>議案書の2-1、2-2ページと、資料のナンバーが4になります。4から9になります。</p> <p>照会は6件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>特にないようですので、報告第23号は報告済みとさせていただきます。次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第44号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。本議案の中には、私が当事者となっている事案がございます。議案第44号 番号2は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、退出いたします。不在の間、名古屋 会長職務代理</p>

	<p>者に議事進行をお願いいたします。</p> <p>はい、よろしくお願いいたします。</p> <p>(松林 勝智 会長 退席)</p>
<p>議 長 (名古屋職務代理)</p>	<p>議長が交代します。</p> <p>それでは、まず、松林 勝智 委員が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第44号 番号2について説明します。</p> <p>番号2は、贈与による所有権移転です。</p> <p>議案書の3 - 1ページと資料つきましては2をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 古間木山 167番 外1筆、地目は畑、面積は合計6, 213平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長 (名古屋職務代理)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>

<p>議 長 (名古屋職務代理)</p>	<p>…ございませんか。 (質疑・意見なし)</p> <p>質疑なしと認め、議案第44号 番号2を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長 (名古屋職務代理)</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第44号2を原案どおり決定いたします。松林 勝智 委員の入室を認めます。</p> <p>(松林 勝智 委員 入室)</p>
<p>議 長 (名古屋職務代理)</p>	<p>松林 勝智 委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。ここで、議事進行を松林 勝智 委員に引き継ぎます。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。 それでは、議案第44号残りの事案について説明します。 番号1は、売買による所有権移転です。 議案書の3-1ページと資料は1をご覧ください。 譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。 土地の所在は 高田72番1、地目は田、面積は977平方メートルとなっております。</p>

	<p>番号3は、親子間贈与による所有権移転です。</p> <p>議案書の3 - 2ページと資料は3になります。ご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 向山二丁目37番6、地目は畑、面積は940平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>
7番 (吉田委員)	<p>はい、7番の吉田です。</p> <p>事案の1に質問します。柏崎さんが買った土地が商業施設に隣接しているんですけど、単価が15万くらい。この値段はまず妥当なんでしょうか。</p>
事務局 (川口事務局次長)	<p>はい。あの農地としてはこの付近、瀬野とか高田とかから見ますと田んぼの売買価格としては極端に低いっていうわけではないかと思われまして。あくまでも農地として購入されたものと。一応、東京インテリアの横の入り口を入っていくと舗装されているんですが、そこがこう突き当りになっていて。その横にあぜ道、車1台、</p>

	<p>優に通れる広いあぜ道があるんですが。あぜ道があって、そこからはもう田んぼが広がっております。まあ、隣接する田んぼと同様のまず売買価格の設定なのかなとは考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>7 番 (吉田委員)</p>	<p>あとまず将来これを地目変更して、この商業施設の地目変更というのは可能なんですか。</p>
<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>はい、私が一応事務の中で確認したところ、農振法の青地ではなく、またちょっと東京インテリアとかがそういったものができて、圃場が道路にはさまれて広がってはいるんですが、面積的にも第一種にもあたらないとは思われます。で、そういったことから踏まえますと、転用はできないような農地とは言えないと考えております。将来的には、ですね。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、いいですか。</p> <p>あとはございませんか。…いいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第44号残りの事案について、原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第44号を原案どおり決定いたします。</p> <p>つづいて、議案第45号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは議案第45号について説明します。</p> <p>議案書の4-1ページ番号1と資料10と11をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED] 外1名、譲受人は [REDACTED] [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、青葉一丁目50番2174、地目は畑、面積は1,242平方メートルです。用途は宅地、転用の事由はアパートを建築してアパート経営をするためとなっております。</p> <p>次に議案書の4-1ページ 番号2と資料10と12をご覧ください。議案第45号番号1の隣地となります。</p> <p>譲渡人は番号1と同様であり、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、青葉一丁目50番2175、地目は畑、面積は1,149平方メートルです。用途、転用の事由は番号1と同様となります。</p> <p>次に議案書の4-2ページ番号3と資料は13と14になります。</p> <p>貸渡人は [REDACTED] 外2名、借受人は [REDACTED] [REDACTED]。</p>

<p>議 長 1 番</p>	<p>土地の所在は、瀬野50番1 外3筆、地目は田、面積は合計5、520平方メートルです。用途は小売店舗、転用の事由は小売店舗の建築となっております。申請地は、令和4年5月総会にて、農用地区域からの除外が決定された土地となります。</p> <p>次に議案書の4-2ページ番号4と資料は15と16になります。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、豊原二丁目770番3、地目は畑、面積は992平方メートルです。用途は太陽光発電事業、転用の事由は太陽光パネル設置のためとなっております。</p> <p>次に議案書の4-3ページ番号5と資料は15と16をご覧ください。議案第45号番号4の先隣りの土地となります。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は番号4と同様です。</p> <p>土地の所在は、豊原二丁目772番、地目は畑、面積は917平方メートルです。用途、転用の事由は番号4と同様となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、調査の結果について説明します。1月5日に 松林会</p>
--------------------	---

<p>(日ヶ久保委員)</p>	<p>長、馬場 武雄 委員、私、西館事務局長、川口事務局次長、尾駸主任主査の6人で調査を行いました。</p> <p>番号1と2の申請地は、アパートを建築します。汚水は浄化槽で処理し、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。周辺は宅地化が進んでおり、農地への影響はないと考えます。申請者と代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p> <p>番号3の申請地は、小売店舗を建築します。汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。国道45号の高さ(最大1m)程度まで盛土を行いますが、東側との農地との境界には法面(1割5分程度 34度)を設けるため農地への影響はないと考えます。申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p> <p>番号4と5の申請地は、太陽光発電設備を設置します。太陽光発電設備設置のため、汚水は発生しません。雨水は敷地内に浸透させ、処理します。盛土はせず、周囲をフェンスで囲むため、隣接する周辺農地への影響は少ないと見込まれます。</p> <p>申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>

<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>番号1、2の農地区分は、役場北部出張所からおおむね500m以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、賃貸事業を営むため、最適な当該申請地周辺にエリアを定め検討したところ、買い物に便利な商業施設も多いことから、当該農地の申請に至ったものであります。申請地周辺で代替地も検討したが条件が折り合わず、やむなく当該農地の申請に至ったものです。不許可の例外で認められる、代替地がないに該当します。</p> <p>番号3の農地区分は、役場分庁舎からおおむね500m以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、小売業を営むため、最適な当該申請地周辺にエリアを定め検討したところ、買い物に便利な商業施設も多いことから、当該農地の申請に至ったものであります。申請地周辺で代替地も検討したが条件が折り合わず、やむなく当該農地の申請に至ったものです。不許可の例外で認められる、代替地がないに該当します。</p> <p>番号4、5の農地区分は、小集団の生産性が低い農地と考え、その他の2種農地と判断しました。</p> <p>申請事業者は、再生可能エネルギー発電事業を営んでおり、申請地が最適地であると判断し、太陽光発電事業を計画しました。申請地以外の土地も検討しましたが選定要件をすべて満たす土地がなく、また、条件を満たしても地権者との合意に至らず、やむなく当該農地の申請に至ったものであります。不許可の例外で認められ</p>
-------------------------	--

議 長	<p>る、代替土地がないに該当します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま</p> <p>す。</p>
1 3 番 (袴田委員)	<p>はい、議長。1 3 番 袴田です。</p> <p>ちょっと番号の3番について、ちょっとお願いします。知っている範囲で結構ですので。「借地権設定」、例えば何年、何年間かわかりましたらお伺いします。</p>
事 務 局 (尾畷主任主査)	<p>はい、袴田委員のご質問に対して、回答いたします。</p> <p>そこまで把握していなくてです。申請書自体には契約書は必須ではないです、後日回答でもよろしいでしょうか。</p>
1 3 番 (袴田委員)	<p>まあ、それでもいいんですけども。多分、こういう店舗というのは名前は言わないけれども、周りにも経営悪くなればいなくなったりするところもあります、実際。名前は言わないけども。だから何年契約してるのかなあ。まあいいです。あとで、わかる分でいいです。あとまたもう一つ…</p>
事 務 局 (尾畷主任主査)	<p>…すみません。申請書自体には3 5年の契約ということになっています。</p>
1 3 番	<p>3 5年。</p>

(袴田委員)	次のもう一つ。あの譲渡人の件について、改良区の方では意見書を求めています、まだ返事がないのですが、その件については、どうなっていますか。
事務局 (尾畷主任主査)	はい。そちらの方も、実際のところその意見書の印がもらえてない状態なんですけど、12月28日に関係機関集めて打合せの方を行って、事業を進めていってもいいですね、っていう打合せの方で、一応見込み有ということで今回挙げさせてもらっています。意見書自体は、県に送る前には取り寄せて、一緒につけて送る予定になっています。 以上です。
議長	はい、どうぞ。
13番 (袴田委員)	まあ大体わかっていますけども、協議した結果、4週間以上経っていますけども、これってもし何かあったとき、町のほうで責任取れます？どうでしょう。 (事務局 確認中)
13番 (袴田委員)	あの、あとでいいです。
議長	ここで判断…。いいですか。あとでまたその回答はしますので。

議 長	<p>あとはございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>ないようですので、議案第45号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第45号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第46号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。本議案の中には、吉田 良紀 委員の後継者が当事者となっている事案がございます。議案第46号 番号4は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、吉田 良紀 委員は退出をお願いいたします。</p> <p>(吉田 良紀 委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、まず、吉田 良紀 委員が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第46号 番号4について説明します。</p> <p>議案書5-2ページをご覧ください。</p>

	<p>おいらせ町長より、令和5年1月4日付けで農用地利用集積計画の決定を求められており、所有権移転が1件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は2筆で、面積は合計2,876平方メートルとなります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。吉田良紀委員の入室を認めます。</p> <p>(吉田 良紀 委員 入室)</p>
<p>議 長</p>	<p>吉田 良紀 委員にお伝えいたします。本件は、原案どおり決定いたしました。それでは、残りの事案について、事務局からの説明</p>

<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>を求めます。</p> <p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第46号残りの事案について説明します。</p> <p>議案書の5-1から5-3ページをご覧ください。</p> <p>賃借権の設定が1件と所有権の移転が5件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は22筆で、合計面積は21,400平方メートルとなります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>皆さん、ありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第46号残りの事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第46号残りの事案は原案どおり決定いたします。</p>

	<p>次に、議案第47号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案47号について説明します。</p> <p>議案書の6-1から6-3ページをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権の設定が8件となっております。これにより集積される農地は11筆で、面積は30,029平方メートル、設定期間は5年から10年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第47号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第47号を原案どおり決定いたします。</p>

<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>次に、議案第48号「農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> <p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第48号について説明します。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、おいらせ町長から照会がありましたので意見を求めるものがあります。</p> <p>変更の内容は農用地区域からの除外です。</p> <p>議案書の7-1ページと資料17をご覧ください。</p> <p>番号1の事業計画者は[REDACTED]、申請地の所在は向山東二丁目497番1 外5筆、地目は 山林と原野、面積は 合計17,630平方メートル、現在の土地の所有者は 事業計画者と同様で、事業の目的は 車会社の工場、資材置場となっております。</p> <p>事業計画者は、自動車小売業を営んでおり、今回申請地が農用地区域内であると気づかず、平成元年10月に事業用の建物を建ててしまったため、顛末書を添付の上の申請となります。</p> <p>続いて、番号2と資料18をご覧ください。</p> <p>番号1の事業計画者は [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、申請地の所在は鶉久保山117番419、地目は 山林、面積は 6,473平方メートル、現在の土地の所有者は [REDACTED] [REDACTED]、事業の目的は 太陽光発電事業となっております。</p>
-------------------------	--

	<p>事業計画者は、太陽光発電事業を営んでおり、今回申請地と近隣の山林一体で太陽光発電設備の設置を計画しました。申請地以外の土地も検討しましたが選定要件をすべて満たす土地がなく、また、条件を満たしても地権者との合意に至らず、やむなく当該農地の申請に至ったものであります。不許可の例外で認められる、代替土地がないに該当します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>
16番 (川口委員)	<p>議長。16番 川口です。</p> <p>この48号の1番の物件。あの「当該土地を選定した理由」のところ、色々書いてあって、最後に「大変申し訳ございません。今回是正致したく申請いたします。」とある。おそらく、この農業委員会の目的というのは、適当に誰でも好きなこと、自分の土地だからって処分したりしなくて、農業がやりやすい環境を作るための制度だと思うんですけども。あの、その農地法に違反して使っていたのを今回是正したということなんですか。これに対して罰則とか、何とあってあるんですか。教えてください。</p>
農林水産課 (石川主任主査)	<p>農林水産課の石川です。よろしく申し上げます。</p> <p>今の川口委員のご質問にお答えします。</p> <p>特に罰則はございません。元々、ここの場所が「農地」だったんです。「農地」から、ある一定の年月を経まして「山林」になって、</p>

	<p>そこを自動車の工場、車置場として今、使ってしまったものになりますので。それでも農振の地域だったので、今こういうふうな形で。まあ追認という訳ではないんですけども、農振の除外をしていくという事務手続きになっております。以上です。</p> <p>(会議後、今回の案件については罰則ないこと、農振法違反自体には罰則規定がある旨の訂正説明有)</p>
<p>1 6 番 (川口委員)</p>	<p>わかりました。</p>
<p>議 長</p>	<p>いいですか。</p>
<p>1 6 番 (川口委員)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>…はい、あとはございませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第48号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第48号は原案どおり決定いたします。</p>

以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。

これで、第11回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。